

鈴鹿市告示第 1 号

鈴鹿市環境保全に関する機器貸出要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 月 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市環境保全に関する機器貸出要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市環境保全に関する機器貸出要綱（平成 2 5 年鈴鹿市告示第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前												
（環境機器） 第 2 条 市が貸し出す環境機器は、次のとおりとする。 （1） 略 <u>（2）～（4）</u> 略 （貸出期間） 第 7 条 環境機器の貸出期間は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に定める期間内とする。ただし、返却すべき日が鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 項の市の休日であるときその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。 <table><tr><td>機器名</td><td>期間</td></tr><tr><td>精密騒音計</td><td>7 日</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	機器名	期間	精密騒音計	7 日	略	略	（環境機器） 第 2 条 市が貸し出す環境機器は、次のとおりとする。 （1） 略 <u>（2） 振動計</u> <u>（3）～（5）</u> 略 （貸出期間） 第 7 条 環境機器の貸出期間は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に定める期間内とする。ただし、返却すべき日が鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 項の市の休日であるときその他市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。 <table><tr><td>機器名</td><td>期間</td></tr><tr><td>精密騒音計<u>及び振動計</u></td><td>7 日</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	機器名	期間	精密騒音計 <u>及び振動計</u>	7 日	略	略
機器名	期間												
精密騒音計	7 日												
略	略												
機器名	期間												
精密騒音計 <u>及び振動計</u>	7 日												
略	略												

--	--

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

環境機器貸出申込書

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

申込者 住所

氏名

電話番号

法人等所在地

名称

下記のとおり環境機器の貸出しを受けたいので、鈴鹿市環境保全に関する機器貸出要綱第4条第1項の規定により申し込みます。なお、貸出しを受けた環境機器の使用については、誓約事項を守り、適正に使用します。

記

申 込 機 器	☐ 精密騒音計 ☐ 顕微鏡 ☐ フィールドスコープ ☐ 蜂等駆除用防護服
使用期間	年　月　日　～　　　　　年　月　日
誓約事項	１　他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。 ２　使用后は清掃し、清潔を保ち、返却すること。 ３　故意又は過失により環境機器を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償すること。 ４　営利目的に使用しないこと。 ５　電源用電池などの消耗品については、全て負担すること。
本人確認 (要件確認)	マイナンバーカード 運転免許証 その他（ ） ※法人等の所在地が確認できるもの 社員証 その他（ ）
貸出確認	年　月　日 担当
返却確認	年　月　日 担当
異常の有無	有（ ）・無

附 則

この告示は、公表の日から施行する。